

■令和2年度第8回（第308回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和3年1月20日（水）午前11時10分～午前11時40分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、阪口副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、財政局長、総務局長、総合政策監、経済局長

【議 題】 さいたま市民憲章（案）について

< 提 案 説 明 >

さいたま市民憲章（案）（以下、「憲章案」という。）について、都市戦略本部から次のような説明があった。

- ・さいたま市市民憲章審議会から市長へ答申された憲章案についてご審議いただくもの。
- ・アンケート、市民ワークショップ、タウンミーティング、子どもの提案の4つの手段で意見の聴取を行った。約43,000人へアプローチし、約3,300人から、多様なご意見をいただいた。
- ・20名の委員で構成された「さいたま市市民憲章審議会」は、全4回の議論を通じて答申をまとめ、令和3年1月に審議会会長から市長へ答申していただいた。
- ・憲章案は前文と5つの項目から成っている。
- ・スケジュールについては、令和3年2月定例会にて、憲章案を議会報告、その後、パブリック・コメントを実施し、パブリック・コメント後の憲章案を議会報告する予定。令和3年秋に予定されている20周年記念式典にて、「さいたま市民憲章」を披露したいと考えている。
- ・制定後の周知方法については、市報、ホームページ、デジタルサイネージ、公共施設などへのパンフレットの配布を実施する。その後、秋に開催予定の記念式典での披露や憲章パネルの設置など、様々な方法で浸透を図りたいと考えている。

< 意見等 >

- ・パブリック・コメントは令和3年春頃に1か月間実施する予定か
→その予定である。
- なるべく多くの御意見をいただく観点から、市制施行20周年を迎える、5月1日を含めた期間で、パブリック・コメントを実施したい。
- ・市民憲章のフォーマットには市長名及び制定日が掲載されるのか
→市長名は掲載しない方向で考えているが、制定日の掲載は今後検討する。
- ・本市へ転入される方へお渡しする印刷物に、市民憲章について周知できるものを入れるべきである。なお、配布にあたっては、一定期間というよりは、継続して配布できるとよい。
- 今後調整していく。
- ・市民憲章を掲載したクリアファイルを配布するなど、周知方法を他に考えているか。
→市民憲章に込められた思いについての解説文入りパンフレットを、市内の学校へ配布する予定

< 結果 >

さいたま市民憲章（案）については、原案のとおり了承とする。

< 会議資料 >

さいたま市民憲章（案）について